

## 第4回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見 及び都の考え方について

東京都キャップ&トレード制度  
第5回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」  
令和5年3月3日（水曜日）12:00～15:00  
オンライン会議

# 第4回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見及び都の考え方

## ● 総量削減義務と排出量取引制度

意見表明の内容（要旨）	都の考え方
<p><b>(1)削減義務率、義務履行手段等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則50%とし、再エネの利用や調達なども考慮した形で、基本的な考え方について移行していくことは賛同するが、昨今の国内外情勢の下、今後のエネルギー供給や電源構成の見直しには不透明な点も多い中、達成状況の評価にあたっては、実際の供給側の状況（係数改善、再エネ電力・証書市場）を踏まえた柔軟な対応をお願いしたい。</li> <li>実排出係数の採用、義務履行手段の拡充は賛同するが、対象事業所は既に一定の削減対策を実施しており、合理的な設備更新周期・対策余地等を鑑みると、バックキャストでの次期削減義務率50%は高いハードルと思われる。</li> <li>義務率達成に向けた後押し及び積極的な取組を更に加速しうる規制・支援一体型の政策を実行してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第四計画期間の削減義務率は、2030年の大規模事業所の目標排出量からのバックキャストを前提とするとともに、各事業所の省エネ対策や再エネ利用等による削減余地、電気の排出係数の不確実性等を考慮して設定しております。</li> <li>これまでの検討会でお示したとおり、省エネ対策（高効率機器等への更新など）の継続に加え、未実施の運用対策の実施、自動制御関係の対策による効率的なエネルギー利用の推進等の追加的な省エネ対策、オンサイト・オフサイトの再エネの導入、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用や、第三計画期間からのバンキング、排出量取引の活用等により、義務率の達成を目指していただけるものと考えます。</li> <li>また、本制度は、単年度ごとではなく、各期5年間の中で義務達成を目指すことができる仕組みです。自らの事業所で削減を行うことに加え、排出量取引も活用できることから、事業所の設備更新計画や総合的な対策コスト等を踏まえて、義務達成手段を柔軟に判断、選択することができる仕組みとなっております。</li> <li>なお、都では、「地産地消型再エネ増強プロジェクト」や「再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業」を通じて、事業者の再エネ設備の導入に必要な経費の一部を支援しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>使用エネルギー量の20%以上を地域冷暖房等から供給を受ける区分I-2は、再エネ電気調達等による排出係数の改善余地も小さく、大幅な削減を見込むことは困難であるため、削減義務率緩和（2%）の拡大をしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所（区分I-2）の削減義務率は、一般的に事業所全体のエネルギー消費量の約3割を占める主要な設備である熱源の設備更新等による削減が困難であることを考慮して設定しています。また、自己熱源が主体であるオフィスビル等（区分I-1）の削減義務率との差（2%）については、事業所から提出いただいた、これまでの対策実施状況や設備保有状況を基に算定した第四計画期間までの省エネ余地の差（2%）を踏まえたものです。</li> <li>また、電化率の低い事業所の状況を考慮し、第四計画期間においては、電化率20%未満の事業所を対象に、3%の義務率緩和措置を新たに設定しております。</li> </ul>

# 第4回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見及び都の考え方

## ● 総量削減義務と排出量取引制度（続き）

意見表明の内容（要旨）	都の考え方
<p><b>(1)削減義務率・義務履行手段等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入事業所は竣工当初より省エネ性能の高い設備機器の導入、再エネ活用等が講じられており、以後の削減余地は限定的であるため、省エネ性能に応じた削減義務率の設定等も検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入事業所に対しては、経過措置として第四計画期間の4年度目までは第二計画期間の削減義務率に、再エネ利用等による削減相当分を上乗せした義務率（区分Ⅰ：31%/区分Ⅱ：29%）を適用します。また、新規参入事業所の基準排出量の設定にあたり、事業所の過去の排出量を用いるほか、2005～2007年度の排出量に基づく排出標準原単位での設定も可能としております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネは既に限界であり、今後の対応の中心となる再エネの適合範囲についての検討が必要。都の総量削減義務と排出量取引制度と省エネ法、温対法、RE100、CDP、SBT等の法制度及び環境イニシアチブとの整合性が必要と思われる。具体的には、電力非化石証書、カーボンニュートラルガスの適用等の幅広い現実に則した対応をしてほしい。</li> <li>カーボンニュートラルガスを受け入れた場合の排出係数の取り扱いを検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第四計画期間では、大規模事業所における省エネの更なる深掘りと再エネ利用の拡大等を一層促進を図ることとしております。再エネ利用に関しては、自家発電(発熱)・自家消費に加え、自己託送・PPA、小売電気事業者及び熱供給事業者等からの購入、非化石証書を含む再エネ由来証書の購入についても、新たに義務履行手段とすることとしております。</li> <li>カーボンニュートラルガスとは、新興国等における森林等の環境保全プロジェクトにより創出された民間認証クレジットでCO<sub>2</sub>排出量を相殺したガスであると認識しております。本制度は、エネルギーの需要側を対象とする制度として、大規模事業所のCO<sub>2</sub>排出総量の削減を目的としていること、並びに国内の温室効果ガス削減への寄与、エネルギーの削減及び再エネの推進を重視する観点から、森林等によるCO<sub>2</sub>吸収を評価する仕組みを導入しておらず、第四計画期間も同様の取扱いを予定しております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>義務履行手段のうち「再エネ由来証書の活用」については、グリーンエネルギー証書、非化石証書（再エネ指定）のほか、同価値を有するJクレジット（再エネ）も対象に含めてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Jクレジット（再エネ）については、家庭等に設置された再エネ設備の発電電力の自家消費分について、電力の取引又は証明に使用される計量器での計量によらずに発行が可能なクレジットが相当量発行されております。</li> <li>これらの家庭等における環境価値分離後の電力の自家消費分については、CO<sub>2</sub>排出総量の厳密な管理が困難であることから、Jクレジット（再エネ）の本制度への導入は予定しておりません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>熱供給事業者から購入する熱の排出係数については、「制度対象事業所の年度排出量の算定方法」・「電気の実排出係数」と同じく、環境価値の調達による排出係数の低減効果や 調達する電気の実排出係数による効果を反映した数値の使用や、複数の実排出係数が可能となる制度としてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱の排出係数についても、電気と同様に実排出係数とすることを検討しております。熱の排出係数の算定方法等については、東京都の「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」や現制度の「低炭素熱供給事業者認定制度」の仕組みを活用するとともに、環境価値の充当等については、環境省が検討している「ガス事業・熱供給事業制度」も考慮し、運用方法を検討してまいります。</li> </ul>

# 第4回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見及び都の考え方

## ● 総量削減義務と排出量取引制度（続き）

意見表明の内容（要旨）	都の考え方
<p><b>(2) 排出量取引</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>超過削減量の創出対象については、省エネ対策・再エネ導入だけでなく、他の法令や国際的なイニシアチブとの整合性等を踏まえ、再エネ電気・再エネ由来証書による削減分も一定条件のもと認めてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>超過削減量は、対象事業所の早期の省エネ対策等を促すと同時に、脱炭素社会の実現に向けて「継続的な追加削減」を推進していただくことを目的としており、第四計画期間では省エネの深掘りに加え、再エネ利用拡大をさらに促進することが必要となります。</li> <li>引き続き、大規模事業所において「継続的な追加削減」を促すため、超過削減量の創出対象については、省エネ対策に加え、都内事業所による太陽光発電設備導入を促進する観点から、追加性の高いオンサイト・オフサイト再エネの導入とすることが妥当と考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>超過削減量の有効期間は、次計画期間までとなっているが、その実績は事業者の努力によるもので、経過期間により消滅する性質のものではないため、超過削減量の有効期間を撤廃することを検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度は、当期の削減義務率以上に削減を進める「早期削減」を促進する観点から、早期の省エネ投資等の成果（超過削減量等）を当期の排出量取引だけでなく、翌期の自らの削減義務の履行や排出量取引にも活用できる「バンキングの仕組み」を、制度開始当初より導入しています。</li> <li>一方、「早期削減」を促すと同時に、脱炭素社会の実現に向けて「継続的な追加削減」を推進していただく必要もあります。翌期にも利用できる仕組みであるバンキングは、後期における追加的な実削減への影響も考慮し、制度導入当初より、「翌期に限る仕組み」としております。</li> <li>第四計画期間は、大規模事業所における省エネの更なる深掘りと再エネ利用の拡大等を一層促進することで、既存大規模建築物における、2030年カーボンハーフやその先のゼロエミッションへの早期移行を加速させていくフェーズと考えており、第四計画期間においてもバンキングは翌期までとする案で、御理解、御協力をいただきたいと考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量取引制度については、事業者同士の相対取引を前提としており、手続きに膨大な時間とコストを要することから、有効に活用できていない。事業者のインセンティブを高める意味でも、東京都として簡便で利便性の高い取引の仕組みを整備してほしい。</li> <li>超過削減量として創出されたクレジットの取引を活性化してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量取引制度は、事業者が、経済的及び技術的に実施可能な対策を積極的に検討し、実施可能な対策の実施により見込まれる削減量を算定した後に、当該削減量が削減義務量に不足する量について調達するための、排出量削減を補完する仕組みです。</li> <li>クレジットの販売・購入先や査定価格等の情報のより一層の充実や広報等により、より利用しやすくなるよう運営してまいります。</li> </ul>



# 第4回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見及び都の考え方

## ● 総量削減義務と排出量取引制度（続き）

意見表明の内容（要旨）	都の考え方
<p><b>(3) 評価向上に向けた公表内容の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公表内容の拡充が、実際にどの程度投資家の評価や建物選択に活用されるかは不確実であるため、改正省エネ法に基づく定期報告書の見直しと平仄を合わせるなど、事業者の報告負担増とならない制度設計としてほしい。</li> <li>公表にあたっては各事業者の個別事情に配慮してほしい。</li> <li>再エネ活用・導入に関して、中長期的な「目標設定」の難易度が高いことに配慮した制度設計をしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第四計画期間では、既存建物の環境パフォーマンスについて、地域の建物ストックの上位と比較したCO<sub>2</sub>排出レベルや建物のエネルギー効率性等のレベルを注目する動きも出てきていることなどを踏まえ、気候変動に関連した情報開示等に積極的に取り組む事業所の取組を後押しし、投資家・金融機関、取引先等からの評価にもつなげていくため、事業所と都による公表内容の拡充を検討しております。</li> <li>再エネ利用に係る情報も含め、報告・公表内容の拡充にあたっては、改正省エネ法の報告内容も参考に、制度対象事業者の負担に配慮しながら、報告の仕組みや報告様式等を検討してまいります。</li> <li>また、公表にあたっては、「東京都デジタルツインプロジェクト」や「東京都オープンデータカタログ」等を通じて、分かりやすく、活用しやすい形式で公開するとともに、非公表を特に希望する事業所への一定の配慮を行うことを検討してまいります。</li> </ul>
<p><b>(4) その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設する熱供給事業所の基準排出量の算定に際して、事務所・医療・商業等同様に、過去の排出実績に基づく算定方法に加え、排出標準原単位が使える制度としてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出標準原単位の設定には、過去の排出実績等の情報が必要となるなどの課題があります。技術的な観点等を踏まえ、設定が可能であるかも含め検討を継続してまいります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>削減難易度の高い複合用途である場合や、権利者が複数となり主たる事業者の一存では削減策を進めることが困難な事例が多数存在することを踏まえた措置を検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入事業所の基準排出量の設定にあたっては、事業所の過去の排出量を用いるほか、事務所や情報通信、商業等の用途別に設定した排出標準原単位を用いることで、複合用途の事業所の特性を踏まえた設定が可能となっております。さらに、一定規模以上、用途が変更となった場合には、その影響を基準排出量に反映する仕組みもあります。</li> <li>いただいた御意見を踏まえ、引き続き制度対象事業所における排出削減のための協力的な体制づくりを促してまいります。</li> </ul>

# 第4回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見及び都の考え方

## ● 総量削減義務と排出量取引制度（続き）

意見表明の内容（要旨）	都の考え方
<p><b>(4)その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業が所有する指定相当地球温暖化対策事業所に、排出量削減義務の履行を求めることを検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度では、資金基盤等が弱い中小企業等が 1/2以上所有する大規模事業所は、指定相当地球温暖化対策事業所に指定し、削減義務の対象外とする対応を行っております。指定相当地球温暖化対策事業所については、削減義務の対象となっていないものの、組織体制の整備及び温室効果ガスの排出量の把握に努め、地球温暖化の対策を推進するほか、指定地球温暖化対策事業所に準じた対策と同様の削減率の達成を求めています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業が所有する事業所からの排出割合が高い場合、中小企業へ排出量削減義務の履行を求めることは、今後2050年に向けてのエミッション0を目指す際に、非常に効果の高い施策である。東京都の2050年に向けての削減ロードマップ及び中小企業の所有する事業所から排出されるCO<sub>2</sub>量の割合が東京都全体の排出量の何割を占めるかを提示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年の「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、都内の産業・業務部門の排出量の約6割を占める中小規模事業所のゼロエミッション化の動きを推進していくことが必要です。</li> <li>都は、2010年度から年間原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル未満の中小規模事業所がCO<sub>2</sub>排出量を把握し、省エネ対策等を促進する地球温暖化対策報告書制度を実施しております。この制度では、特に都内に中小規模事業所を複数設置し、年間原油換算エネルギー使用量の合計が3,000キロリットル以上となる事業者に対しては、CO<sub>2</sub>排出量や対策の実施状況等について報告と公表を義務づけております。</li> <li>地球温暖化対策報告書制度は、2025年度以降、都が示す2030年に向けた省エネ・再エネの達成水準に基づき事業者自ら推進計画を策定し、達成状況について毎年度、報告・公表するなど制度を強化することで、引き続き、実効性ある中小規模事業所対策を推進してまいります。</li> </ul>

# 第4回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見及び都の考え方

## ● 総量削減義務と排出量取引制度（トップレベル事業所の認定制度関連）

意見表明の内容（要旨）	都の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に係る多くの認証制度が存在する中、超過削減量の発行上限撤廃だけでは、認定取得に対するインセンティブとして魅力に欠けるとの意見が多い。補助金、税制優遇、容積率割増等の実質的な支援措置とリンクした制度として位置付けることを検討してほしい。</li> <li>認定に係るハードル(基準・手間)に対する認定取得メリットの不足感から、認定数が低水準に留まって推移しているものと考えられる。(ESG関連の認証は他にも多数存在)手続きの更なる合理化に加え、極めて高い認定基準をクリアした前提での認定取得インセンティブの拡充(削減義務率軽減の維持、超過削減量創出手段の拡充等)を検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トップレベル事業所の認定は、不動産に投資する会社やファンド等に対するESGの評価指標であるGRESBリアルエステイト評価の「グリーンビル認証」の分野や、国内のDBJ Green Building認証において、有効な認証として認められております。今後も、様々な関係機関等と連携し、トップレベル認定による事業所の社会的・経済的価値の向上等に努めてまいります。</li> <li>東京の2050年ゼロエミッションの実現に向けた第四計画期間のトップレベル事業所の目標像として、「事業所のゼロエミッション化の実現に向け、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にも繋がるような取組を積極的に推進する事業所」を掲げております。</li> <li>上記の趣旨及びこれまでの認定事業所の状況等に鑑み、認定事業所の削減義務率の減少に代わり、超過削減量の発行上限の撤廃によるクレジット量の増加や、認定事業所の広報の充実による社会的・経済的価値の向上、事務手続の簡素化等による促進策を検討しております。尚、経過措置として、これまでに認定された事業所が継続認定された場合の義務率の減少措置の継続も検討しております。</li> </ul>

## ● 地球温暖化対策報告書制度

意見表明の内容（要旨）	都の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>報告者の事務負担増加とならないよう配慮が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年度以降の地球温暖化対策報告書制度においては、都が示す2030年に向けた省エネ・再エネの達成水準に基づき事業者自ら推進計画を策定し、達成状況について毎年度、報告・公表するなど制度を強化することで、引き続き、実効性ある中小規模事業所対策を推進してまいります。なお、御意見のとおり、様式や報告方法等については、報告者の事務負担に配慮してまいります。</li> </ul>